

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめー公共インフラ以外の復興施策ー

復興施策	担当窓庁					
						期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(3年程度)取組	
(3)地域経済活動の再生						
③農業						
(i ・ ii 関連) 被災農地等の復旧 その他経営再開までの支援等	農林水産省	①農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。平成28年度は、福島県の集落に対して復旧活動支援交付金による活動を支援。(これまでに8県の集落に対して支援) ②被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、利子を助成。(平成29年3月末までに121地区に対し利子助成を実施) ③避難先等で荒廃農地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を71取組(157人)において実施。 ④被災により経常賦課金の徴収が困難となっている土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施(28年度は、16土地改良区に対して支援)。	①平成28年度をもって本交付金による全ての事業が完了。 ②助成地区において営農が再開されたことから平成28年度をもって終了。 ③引き続き、営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を実施。 ④被災した土地改良区に対する支援については、平成28年度までの支援をもって終了。	・農地・水保全管理支払交付金 ー(平成28年度予算をもって終了)【復興特会】 ・農家負担金軽減支援対策事業事業 ー(平成28年度予算をもって終了)【復興特会】 ・荒廃農地等利活用促進交付金 231百万円の内数(平成29年度予算)【一般会計】 ・被災土地改良区復興支援事業 ー(平成28年度予算をもって終了)【復興特会】	○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。	○ 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。 ○ 被災農家が安定した営農を再開できるよう、農用地等の機能が回復し、営農が再開されるまでの間の経済的負担を軽減。 ○ 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。
(ii 関連) 被災農家経営再開支援事業	農林水産省	○ 東日本大震災による津波等の影響により、23年度以降の農作物の生産を断念せざるを得なくなった農地等が多く発生。これらの被災農地で経営を再開するためには、ゴミ・礫の除去、農地・水路の補修等を行う必要があり、これらの取組を共同で行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付することで、復旧作業を支援。 ※ 本事業は平成27年度までで終了	※ 本事業は平成27年度までで終了	—	※ 本事業は平成27年度までで終了	※ 本事業は平成27年度までで終了

(ii 関連) 農業の復旧・復興に 向けた金融支援	農林水産 省	○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。 ○ 平成23年度補正予算(1次・3次)、平成24年度～平成28年度予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(平成29年3月31日現在で6,849件、2,306億円の貸付決定)。 ○ 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」が設立。事業者支援機構は、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、小規模事業者、農林漁業者、医療福祉関係事業者等を重点的に支援することとされており、関係省庁やこれらの機構と連携しつつ、適切に対応。	○ 平成29年度予算でも、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。 ○ これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組を円滑に進められるように引き続き支援。	・ 農業経営の復旧・復興のための金融支援2,676百万円(平成29年度)【復興特会】	○ これまで措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。	○ 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。 ○ 平成29年度予算で措置した融資枠(192億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。
(iii 関連) 東日本大震災農業 生産対策交付金	農林水産 省	○ 被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧、農業用機械等の導入等を支援(23年度補正予算、24～28年度当初予算)。	○ 東日本大震災からの本格復旧に向け、放射性物質による健康不安の解消に資する農業生産工程管理(GAP)の導入等、早急に生産力、販売力を回復する産地の取組や共同利用施設の復旧等を支援する。	・ 東日本大震災農業生産対策交付金2,586百万円(29年度予算)【復興特会】	○引き続き、震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援。	○ 営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧することを目指す。
(iii 関連) 被災地域農業復興 総合支援事業	農林水産 省	○ 平成23年度補正予算から平成28年度当初予算において、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に貸与等ができるよう措置。 (被災地域における農業の復興を図るため、農業用施設・機械の整備等の要望について、これまでに、東日本復興交付金については、岩手県1,556百万円、宮城県37,400百万円、福島県4,298百万円、茨城県22百万円、長野県384百万円を配分。福島再生加速化交付金については、福島県に10,848百万円配分。)	○ 平成29年度も、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に貸与等ができるように措置。	・被災地域農業復興総合支援事業(平成29年度)(東日本大震災復興交付金)【復興特会】 ・被災地域農業復興総合支援事業(平成29年度)(福島再生加速化交付金)【復興特会】	○ 被災地域の農業用施設・機械の整備を支援。	○ 被災地域の農業の復興

(iii 関連) 農山漁村の6次産業化	農林水産省	○ 農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、6次産業化プランナーによる総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施。 ○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、2,227件の事業計画を認定(平成29年3月31日現在)。(うち被災地(岩手・宮城・福島県)における認定件数は、160件) ○ 農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は109件(平成29年3月31日現在)。(うち被災地(岩手・宮城・福島県)における出資件数は、7件)	○ 農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援。 ○ 農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施。	・6次産業化ネットワーク活動交付金1,909百万円(平成29年度)【一般会計】 ・農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用 出融資枠267億円の内数(平成29年度)【財投資金】	○ 引き続き、被災地以外の地域も含めた農林漁業者が主体となって、流通・加工事業者等と連携して行う6次産業化の取組を推進するため、6次産業化プランナーによるサポート、新商品開発や販路開拓、それに必要な加工・販売施設等の整備等について支援。	○ 平成32年までに6次産業化の市場規模を10兆円にする。
(iii イ関連) 環境保全型農業の取組推進	農林水産省	○ 平成23年度から、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して直接支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施。 ○ 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。 ○ 平成28年度の実施状況については、実施件数3,740件、実施面積84,566ha(本実施状況は、平成29年3月末時点で取りまとめた結果)	○ 環境保全型農業直接支払制度の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。	・環境保全型農業直接支援対策2,410百万円(29年度予算)【一般会計】	○ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、環境保全型農業直接支払制度(27年度～31年度)の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。	○ 自然環境の保全に資する農業生産活動の普及
(iii ロ関連) 地域農業経営再開復興支援事業	農林水産省	○ 津波被害を受けた50市町村を対象として、集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成と農地集積等の支援を行うこととし、平成23年度第3次補正予算及び平成24～27年度当初予算で地域農業経営再開復興支援事業を措置。 ○ 本事業により、43市町村(作成予定市町村の100%)、270地区(作成予定地区数の94%)でプランを作成(平成28年3月末時点)。 ○ 集中復興期間が平成27年度までで終了したことに伴い、本事業は終了したが、平成28年度からは一般会計予算の人・農地問題解決加速化支援事業の対象に、津波被害を受けた50市町村も含めて、これまでと同様の支援を継続。	※本事業は平成27年度までで終了。今後のプランの継続的な話し合いと見直しは、一般会計予算(人・農地問題解決加速化支援事業)を活用する。	※本事業は平成27年度までで終了。(別途、一般会計予算の人・農地問題解決加速化支援事業(平成29年度、128百万円)で支援を継続)	※本事業は平成27年度までで終了。	※本事業は平成27年度までで終了。(別途、一般会計予算の人・農地問題解決加速化支援事業(平成29年度、128百万円)で支援を継続)

(iii)ハ関連) 農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	農林水産省	○ 平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算において、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供する観点から、農村高齢者による技術指導の下で仮設住宅入居者等(高齢者や女性を含む)が農作業を行う取組を支援。(平成25年3月末までに延べ26地区(岩手県2地区、宮城県12地区、福島県12地区)において実施。) ○ 平成25～27年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」において、市町村・NPO等多様な主体が連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を含め、総合的に支援。 ○ 平成28年度は、「農山漁村振興交付金」において、市町村・NPO等多様な主体が連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、被災地を含め総合的に支援。	○ 平成29年度は、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、「農山漁村振興交付金」において、高齢者の農業参画のための農福連携を推進する取組等を総合的に支援する。	・農山漁村振興交付金 10,060百万の内数(平成29年度)【一般会計】	○ 高齢者の農業参画のための農福連携を推進するいきがい農園や研修の農福連携の取組等を総合的に支援。	○ 高齢者の農業参画
-------------------------------------	-------	--	---	--------------------------------------	--	-------------------

(iii ハ、vi 関連) 復興ツーリズムなど 地域資源を活かした 被災地における交流 の推進	農林水産省	○ 平成23年度は、「食と地域の交流促進対策交付金」を活用し、農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの取組を支援。 平成23年度第3次補正予算において「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を実施し、平成23年度は約3万人が復興ボランティアに参加。 ○ 平成24年度は、引き続き「食と地域の交流促進対策交付金」による取組を支援したほか、「ふるさとふれあいプロジェクト」を展開し、ボランティア希望者のニーズと被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを支援。 ○ 平成25、26年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」で、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を含め、総合的に支援。 また、引き続き「ふるさとふれあいプロジェクト」を通じ、ボランティア希望者と農山漁村のニーズとのマッチングを支援。 ○ 平成27年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」で、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等、被災地を含め総合的に支援。 ○ 平成28年度は、「農山漁村振興交付金」で、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等、被災地を含め総合的に支援。	平成29年度は、 ○「農山漁村振興交付金」において、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」などの地域資源を活用した都市と農山漁村の交流及び地域の活性化に資する地域活動 ○同交付金に「農泊推進対策」を新設し、「農泊」ビジネスとして推進し、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げの取組を、外部人材を活用しつつ、被災地を含め総合的に支援。	農山漁村振興交付金 10,060百万の内数(平成29年度)【一般会計】	○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」などの地域資源を活用した取組や「農泊」を推進する取組を被災地を含め支援する方針。	○ 農山漁村での受入体制の整備等を地域の実情を踏まえつつ推進し、被災地における都市と農山漁村の交流拡大に貢献。
(iii 関連) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進	農林水産省	○ 農林水産省Webサイトにおいて、再生可能エネルギーによる発電の適地選択の参考となる情報等を掲載。 ○ 「農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)が成立。同法に基づき基本方針を作成。 また、同法の説明会を全国各地で実施。 ○ 平成24～27年度にかけて、青森県(1カ所)、岩手県(3カ所)、福島県(3カ所)、茨城県(3カ所)、栃木県(1ヶ所)、新潟県(1カ所)及び、長野県(1カ所)の再生可能エネルギー発電施設の運転開始に向けた支援等。 ○ 平成28年度は、「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業」により、青森県(1カ所)、岩手県(1カ所)、福島県(1カ所)、長野県(1カ所)の再生可能エネルギー発電施設の運転開始に向けて支援するとともに、地域での再生可能エネルギーの活用に向けたワークショップを福島県で開催。 ○ これら施策により、5カ所の発電事業が開始されたほか、6カ所で発電事業が検討されている(平成29年3月末時点)。被災地では、売電収益を活用して、農林水産業の復興に向けた取組を実施。	○ 各地方農政局等における相談窓口においてきめ細やかな相談対応を実施するとともに、ミニレター発行・出前講座の実施等を通じて、農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進 ○ 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業により、農林漁業者等が行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー事業の取組について、構想づくりから運転開始・利用に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。本事業では、被災地の復興に貢献する取組について事業選定時の得点に加点するなど、被災地での取組を支援。 ○ 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業により、全国を対象に農林漁業を中心とした地域内のエネルギーマッチングについて、継続地区を支援。	・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 96百万円(平成29年度)【一般会計】 ・農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 50百万円(平成29年度)【一般会計】	○ 当面(今年度中)の取組を引き続き着実に推進するほか、農山漁村再生可能エネルギー法の活用を促しながら、被災県でも農林水産業の復興の加速化に取り組む。 ○ 農村地域におけるエネルギー需要のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。 ○ 平成28年度に電力の小売参入が自由化されたことを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。	○ 平成30年度までに、再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国で100地区以上で実現。被災地でも多くの地区で実現されることで、新たな地域づくりに貢献。

(iv 関連) 食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省	○ 平成28年度は、農業・農村分野は岩手県、宮城県及び福島県、漁業・漁村分野は岩手県及び宮城県において「研究・実証地区」を設け、土地利用型農業・施設園芸農業の経営改善や水産業・養殖業・水産加工業の高度化を図るため、15分野16課題の大規模実証研究を実施。 ○ また、研究情報の共有や相互の調整等を行う開放型研究室を岩手県・宮城県・福島県内にそれぞれ設置して、研究内容や取り組みの状況を発信。	○ 引き続き、実証研究の着実な推進を図り、技術の体系化・最適化を進めるとともに、研究成果の普及・横展開の推進。	・食料生産地域再生のための先端技術展開事業 1,134百万円(平成29年度)【復興特会】	○ 経営体単位での技術の導入効果や経営改善効果を分析し、広く被災地に発信、成果を普及。	○ 平成29年度までに、生産コスト半減または収益率2倍の技術体系を確立することにより、先端技術を用いた被災地の農林水産業の復興を促す。
(iv 関連) 再編強化法に基づく金融支援	農林水産省	○ 再編強化法の特例措置に基づき、8農協・1漁協に対して資本増強を決定。 ・ 大船渡市農協(10,790百万円)、ふたば農協(9,660百万円)及びそうま農協(9,900百万円):平成24年2月2日決定(同月24日実施) ・ 南三陸農協(1,350百万円)、いしのまき農協(5,470百万円)、仙台農協(10,510百万円)、名取岩沼農協(750百万円)、みやぎ亘理農協(1,860百万円)及び宮城県漁協(6,680百万円):平成24年3月1日決定(同月23日実施) ○ 上記のうち、福島県の2農協(ふたば農協、そうま農協)は平成28年1月に、また宮城県の5農協(南三陸農協、いしのまき農協、仙台農協、名取岩沼農協、みやぎ亘理農協)については、同年3月優先出資を全額返済済み。また、大船渡市農協については同年5月優先出資を全額返済済み。	○ 特例措置に基づき資本増強中の農漁協系統金融機関については、引き続き、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。	—	○ 特例措置に基づき資本増強中の農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。	○ 農水産業協同組合貯金保険機構と農漁協系統金融の支援法人が一体的に資本増強を支援することにより、農漁協系統金融機関が東日本大震災の被災農漁業者の経営再開・再建への円滑な資金供給等地域における金融仲介機能を適切に発揮するとともに、被災地域の復旧・復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献。 (※) 信用事業強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の信用事業強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組。
(vi 関連) 飼料の安定供給対策の推進	農林水産省	○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給するため、事業継続計画(BCP)を策定した生産者団体や飼料メーカー等が飼料穀物を備蓄する取組を支援。	○ 生産者団体や飼料メーカー等がBCPに基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援。 ○ 非常時における円滑な対応を図るため、関係者の連携体制の強化に向けた協議会の開催、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査等の取組を支援。	・飼料穀物備蓄対策事業 1,750百万円(29年度予算)【一般会計】	○ 国内の配合飼料製造量や飼料穀物の輸入状況等を踏まえ、災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、適切な飼料穀物の備蓄水準を引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等に対し、飼料の安定供給体制を強化するための取組について、引き続き協議し、この取組の計画的な実施を促進する。	○ 災害発生時にあっても、生き物である家畜の命を繋ぐことにより、畜産業の存立基盤及び消費者に対する畜産物の安定供給を確保する。

(vii 関連) 被災地産農林水産物の消費拡大	農林水産省	○「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て被災地産食品の販売フェアや社内食堂での積極的な利用の取組を推進(平成28年度末までに1,564件) ○ 福島県産農産物等の正しい理解を促進し、ブランド力を回復するため、福島県が行う福島県産農産物等のPRのための取組を支援。 ・福島県産農林水産物の魅力や安全性を伝えるためのメディア向けセミナーの開催(平成28年度までに9回) ・民間団体・市町村が行う福島県産農産物等の国内外のPR事業への支援(平成28年度までに1015件)	○ 被災地産農林水産物・食品等について、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、社内食堂での積極的な利用や販売フェア等の取組を官民の連携を図りながら引き続き推進。 ○ これまでの取組をより一層強化し、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。 具体的には、①安全で特徴的な農林水産物の生産に向けた取組、②農林水産物の放射性物質検査の推進、③流通実態調査の実施、販路拡大・販売促進に向けた取組を支援。	・福島県農林水産業再生総合事業 4,710百万円(平成29年度予算)【復興特会】	○「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。 ○ 風評の払拭に向けた取組の推進・支援。	○ 福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復
(ii 関連) 福島県営農再開支援事業	農林水産省	○ 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等においては、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組む必要があり、福島県に基金を造成(24年度補正予算)。 ○ 本基金により、避難指示区域等において、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証及び収穫後の汚染防止対策等に対して支援。	○ 引き続き、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者に対して支援。	・福島県営農再開支援事業 23,185百万円【復興特会】 ※ 平成24年度補正予算で基金を措置。	○ 営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援。	○ 平成32年度末までに、福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、6割の営農再開を図ることを目標。